(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 27 日

西宮市長 殿

提出者

住 所 西宮市朝凪町1-50 氏 名 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所西宮工場 代表者 ステンレス部長 杉中 智洋 電話番号 0798-26-5611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	JFEスチール株式会社 東日本製鉄所西宮工場
事	業場の所在地	兵庫県西宮市朝凪町1-50
計	画 期 間	令和5 (2023) 年4月1日から令和6 (2024) 年3月31日
当該	亥事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	冷間圧延業(2232)
	②事業の規模	80億円
	③ 従 業 員 数	160名
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

多量排出	出事業者産	業廃棄物処	理計画
(別	紙)

令和 5 年 6 月 JFE スチール株式会社東日本製鉄所 西宮工場

- 1. 会社の概要
- (1) 会社名 JFE スチール株式会社東日本製鉄所 西宮工場
- (2) 資本金 239,600 百万円
- (3) 従業員数(連結) 約 42,000 名
- 2. 当該事業所において現に行っている事業の概要
- (1) 従業員数 約 160 人
- (2) 製造品出荷額等約80億円/年
- (3) 製造概要

西宮工場では当社東日本製鉄所等より原材料(熱延ステンレス鋼帯)を受入れた後、冷間圧延、 焼鈍を行い、年間、冷間ステンレス鋼帯約27千トンを製造している。

(4) 製造フローシート

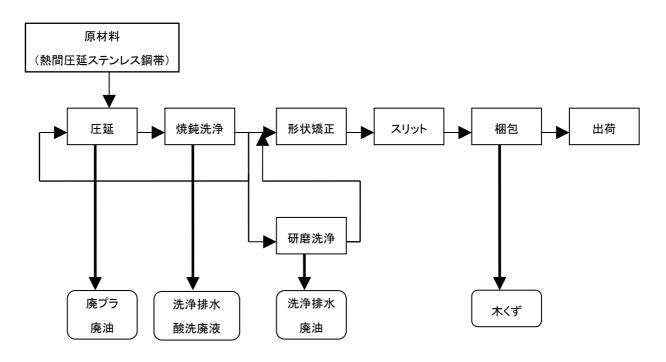


図1冷間圧延ステンレス鋼帯製造フローシート

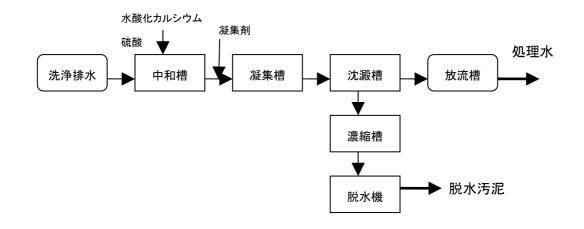


図2 排水処理フローシート

(6) 事業展望

世界経済の変化により生産量の影響を受けており、生産予測は困難な状況であるが、本年度は昨年レベルと同等の生産を見込んでいる。

(7) 産業廃棄物処理フロー図 図4参照

(8) 連絡先

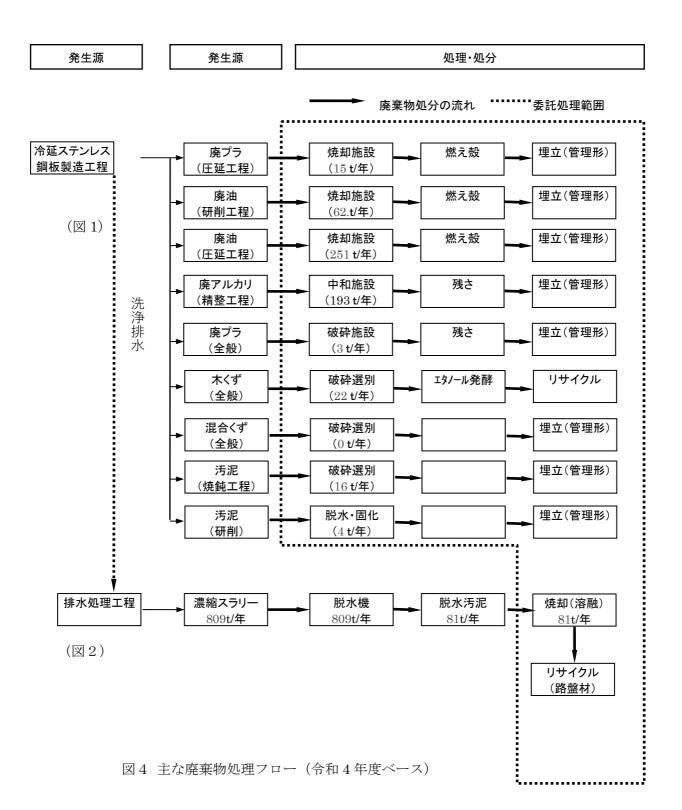
担当者: JFE スチール株式会社 東日本製鉄所 西宮工場

西宮ステンレス工場 上村 雅也

電話番号:0798-26-5611 (直通)

3. 計画期間

令和4年4月1日 から 令和9年3月31日まで



- 4. 産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項
- (1) 責任者および管理組織図

 廃棄物担当 組織名:西宮ステンレス工場 職・氏名:主任部員 上村 雅也 組織人数:3人 ○ 廃棄物処理に関する検討 EMS(ISO14001)推進活動の一環として、廃棄物の発生抑制、再生利中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で要な事項を検討する。 ● 委員長ー環境防災担当主任部員 ● 委員 一作業長 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結
EMS(ISO14001)推進活動の一環として、廃棄物の発生抑制、再生利中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で要な事項を検討する。
責任者
○ 廃棄物処理計画の作成○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理○ 監督官庁への各種報告○ 社員、関連会社に対する教育、啓発○ その他関係する事項
東日本製鉄所 所長
EMS事務局:千葉環境防災部
(元) (元
西宮工場統括責任者
西宮ステンレス工場 工場長
環境防災委員会
各生産ライン 関連会社

(2) 管理体制の強化

① 管理体制(組織)

EMS事務局の指導のもと、工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織(環境防災委員会)を編成する。これには、西宮ステンレス工場長以下管理者の常時参加を図る。

②管理方法

EMSマネジメントプログラムを作成し、進捗管理を行う。

(3) 教育·研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に 定期的に教育・研修等を行う。

○EMS自覚教育

従業員全員、関連会社従業員全員を対象として行う、啓蒙教育。工場等において発生する産業 廃棄物の管理、工場等において排出される排ガスや排水の管理に係る法制度について、毎年 定期的に行う研修制度。

○廃棄物担当者実務研修(社外研修)

兵庫県環境保全管理者協会をはじめ、社外団体との交流を通じ、各種研修会、セミナーに参加 する。

5 . 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の 環境施策に協力する。
- ②発生した産業廃棄物は、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め活動を推進する。 また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。
- ④廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

発生抑制・工程内リサイクルを推進する。

- ・ 発生抑制を考慮した製造方法を検討する。
- ・ 汚泥の固化工程を省略し最終処分量の削減を図る。

再生利用・資源化、燃料利用を推進する。

・再生利用ルートを確保する。

その他 ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

(2) 廃棄物処理の現状

①当工場から発生する主な産業廃棄物は、冷間圧延ステンレス鋼板製造工程で発生する廃アルカリ、 廃プラスチック類、廃油、汚泥である。令和3年度実績では、これらの廃棄物の合計は 約711t/年であり、そのうち廃アルカリが242t/年、廃油が335t/年、汚泥が91t/年であった。

ステンレス製造プロセスにおいては多量のスクラップを回収するなど、資源の有効利用が図られてきている。また、当工場においては、従来から有害物質や環境に影響をおよぼす物質の使用、あるいは工場内での発生抑止に努めてきているが、近年さらにその活動を推し進め、廃棄物発生が少なく、環境負荷の少ないプロセスを採用し、地域環境の改善を目指した活動を展開中である。

平成19年度からは運搬方法の改善により排水処理汚泥のセメント固化を中止した。この対策により最終処分量の削減を図った。また脱水汚泥は焼却処分(溶融方式)により最終的には路盤材にリサイクルされる。

表2 産業廃棄物処理の内訳(令和4年度実績)

有効利用量	最終処分量
193t/年	721t/年

表3 産業廃棄物の種類別性状の説明

汚泥※	鋼板洗浄後の排水の処理に伴なって発生、鉄、クロムなどステンレス 鋼板起因の金属元素の外、中和剤であるカルシウムなどの元素を 含む。脱水後に含水率は約50%になる。
廃プラ	圧延工程補助材料、その他工場内のメンテナンスにより発生する プラスチック。(塩ビ等)
廃油	冷間圧延、研削等に用いる潤滑油(ミネラルオイル)が発生元である。 液状の廃油の他、油が附着した研削材も廃油に含める。
廃アルカリ	出荷直前の矯正工程で発生。矯正機の洗浄剤として用いる。 PRTR外物質。

※ 令和4年度はこの他、焼鈍酸洗工程及び研削工程から発生した汚泥20 t を処分した。 主成分は洗剤、紙粉、その他金属。

(3) 目標の設定

発生量抑止に取り組んではいるが、設備改造などによるスポット的な発生量の増加により 一部目標を未達であるが、当面現計画を維持していく。

具体的な取組みは後述のとおり。

〈その他の取組み〉

- 廃棄物の性状分析と処理状況を記録する。
- 処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認と委託後の定期的な確認をする。
- マニフェスト伝票の管理を徹底する。

(4) 廃棄物の処理に関わる情報の収集、管理

インターネットを活用し環境省ホームページなどから法改正の状況などを適宜調査する。また 官報、県広報などからもこれらの情報を得る。さらに兵庫県環境保全管理者協会など外部団体との 交流を通じて情報収集をはかる。

これらの情報は社内LANを通じて社員に情報提供されるほか、各種会議で徹底が図られる。

(5) 中長期的課題

① EMSの構築・維持

EMS(ISO14001)の活動を通じ、すべての環境側面について影響評価を行いながら、抜けのない管理を図って行く。

- ② 電子マニフェスト化の推進 平成22年度導入したマニフェストの電子化をさらに徹底し、廃棄物の管理レベル向上を図る。
- ③ 自主管理基準の設定

工場における自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの向上を図る。

③ 環境に関わる社会活動への積極的な参加

自動車排ガス浄化装置用材料をはじめ、公害防止機器用原材料の世界的供給基地として、 今後も社会への貢献を果たしていく。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

〈具体的取組み〉H29~R3年度平均発生量を基準とする。

廃棄物の 種類	基準(t/年) (H29~R3 年度平均)	発生実績 (t/年) (R4年度)	発生計画 (t/年) (R5年度)	排出抑制量 (t/年)	具体的取組み
汚泥 (脱水前)	720.4	829	720	0.4	基準レベルを維持
廃プラ	35.2	19	35	0.2	基準レベルを維持
廃油	175	335	175	0	基準レベルを維持
廃アルカリ	264.2	242	264	0.2	基準レベルを維持
木くず (全般)	26.2	22	26	0.2	基準レベルを維持
混合くず(全般)	4.8	2	2	2.8	改善により圧縮を図る。
小 計	1199.6	1449	1145	3.8	

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

〈具体的取組み〉

工程ごとに発生したものをそれぞれ保管する。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

H29~R3年度平均発生量を基準とする。

廃棄物の種類	基準(t/年)	再生利用量計 画(t/年) (R5年度)	再生利用量の 増加 (t/年)	具体的取組み
汚泥	0	0	0	現状レベルを維持
廃プラ	0	0	0	現状レベルを維持
廃油	0	0	0	現状レベルを維持
廃アルカリ	0	0	0	現状レベルを維持
木〈ず (全般)	0	0	0	現状レベルを維持
混合くず(全般)	0	0	0	現状レベルを維持
その他	0	0	0	現状レベルを維持

9. 産業廃棄物の中間処理(再生利用を除く)に関する事項 H29~R3年度平均発生量を基準とする。

廃棄物の種類	中間処理に よる減量基準 (t/年)	中間処理によ る減量実績 (R4年度)	中間処理によ る減量計画(t/ 年)(R5年度)	中間処理によ る減量分の増 加(t/年)	具体的取組み
汚泥	648	648 728		0	基準レベル を維持
廃プラ	0	0	0	0	基準レベル を維持
廃油	0	0	0	0	基準レベル を維持
廃アルカリ	0	0	0	0	基準レベル を維持
木くず (全般)	0	0	0	0	基準レベル を維持
混合くず (全般)	0	0	0	0	基準レベル を維持
その他	0	0	0	0	基準レベル を維持

10. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

〈具体的取組み〉

H29~R3年度平均発生量を基準とする。

廃棄物の種 類	基準(t/年)	最終処分 実績(t/年) (R4年度)	最終処分量 計画(t/年) (R5年度)	最終処分量 減少量 (t/年)	最終処分量 減少量/基 準値(%)	具体的取組み
汚泥	15	16	15	0	0	基準レベルを維持
廃プラ	35	19	35	0	0	基準レベルを維持
廃油	150	249	150	0	0	基準レベルを維持
廃アルカリ	264	242	264	0	0	基準レベルを維持
木<ず (全般)	0	0	0	0	0	基準レベルを維持
混合くず (全般)	4.8	0	2	2	41.6	発生量抑止

	と成ませるとはまなるが	TH (4-4:11)	ァ田小フ	由否						
産シ	養廃棄物の処理に係る管 - (25-7771/18/1972)	埋体制(に関する	争坦						
	(管理体制図)									
				DUVAT.	5 l ls 10					
				別紙(のとおり					
		BB 1								
産乳	養廃棄物の排出の抑制に	関する	事項							
		【前年	度(令	和4 (2	022) 年月	度) 実績	別紙の	りとおり		
		 	廃棄物の	香粕	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	木屑	カラス 陶磁器
		生未	光来物 ♥	作的	1711	発田	発力があり	廃 / / 規	小用	屑
		排	出	量	829t	335t	242t	19t	22t	2t
	① 現状	(> h	までに	主伝した	- 157 公日)					
		(_4	U.J. ((C.)	天旭 しん	_ 月又形丘/					
					月	紙のと‡	3 N			
					/3).	1/112/02 C 4	0)			
		【目標	[[] (今年	度末の	目標値)					
		<u> </u>	表 奇 Hm で	任 拓	江泊	144.744	表マットリ	成っつっこ本元	- 上层	カラス
		生 来	廃棄物の	性類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	木屑	陶磁器 屑
		排	出	量	720t	175t	264t	35t	26t	2t
	0 -11 -1							I.	I.	I
	② 計画	(今後	後実施す.	る予定の)取組)					
					п.	1/or - 1 1	- 10			
					別	紙のと‡	るり			
まる	└── 養廃棄物の分別に関する	車佰								
圧ラ	を形状物の月別に関する	尹快								
		(分別	してい	る産業原	軽棄物の 積	重類及び	分別に関	員する取 済	組)	
	①現状					紙のと‡				
		(今後	6分別す.	る予定の	産業廃	棄物の種	類及び分	分別に関	する取組	1)
	②計画	. , ,		–		紙のと		, , , ,	_ • • • • •	

自ら行う産業廃棄物の再	手生利用に関する事項									
	【前年度(令和4(2	022) 年月	度) 実績	į						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	木屑 Ot A T T T T T T T T T T T T T T T T T T	カラス 陶磁器 屑			
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0t	0t	廃アルカリ 廃プラ類 木屑	0t					
	(これまでに実施した	(これまでに実施した取組)								
		別	J紙のと	おり						
	【目標】(今年度末の	目標値)								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	木屑	ガラス 陶磁器 屑			
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t			
	(今後実施する予定の取組)									
	別紙のとおり									
自ら行う産業廃棄物の中	『間処理に関する事項									
	【前年度(令和4(2022)年度)実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	木屑	ガラス 陶磁器 屑			
(I) THAIL	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t			
① 現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	728t	0t	0t	0t	0t	0t			
	(これまでに実施した	(これまでに実施した取組)								
	別紙のとおり									
	【目標】(今年度末の	目標値)	T	ı	ı					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	木屑	ガラス 陶磁器 屑			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t			
② 計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	648t	0t	0t	Ot	0t	0t			
	(今後実施する予定の)取組)								
		別	J紙のと	おり						

1ら行う産業廃棄物の増	型立処分又は海洋投入処分	に関する	事項								
	【前年度(令和4(20			1							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	木屑	カラス 陶磁器 屑				
① 現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	01				
	(これまでに実施した取組)										
		別紙のとおり									
	【目標】(今年度末の	目標値)									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	木屑	カ ^デ ラス 陶磁器 屑				
② 計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0				
	(今後実施する予定の取組)										
	別紙のとおり										
 産業廃棄物の処理の委託	 に関する事項										
	【前年度(令和4(20	022) 年月	度) 実績	1							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	木屑	カ ^デ ラス 陶磁器 屑				
	全処理委託量	101t	335t	242t	19t	22t	2				
	優良認定処理業者への 処理委託量	101t	335t	242t	19t	22t	2				
	再生利用業者への 処理委託量	85t	86t	0t	Ot	22t	0				
① 現状	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	Ot	Ot	Ot	0				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0				
	(これまでに実施した	上取組)									
		別	紙のと	おり							

(第5面)

	② 計画	【目標】(今年度末の目標値)						
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	木屑	カ ^{デラス} 陶磁器 屑
		全処理委託量	72t	175t	264t	35t	26t	2t
		優良認定処理業者への 処理委託量	72t	175t	264t	35t	26t	2t
		再生利用業者への 処理委託量	72t	50t	0t	Ot	26t	0t
		認定熱回収業者への 処理委託量	Ot	0t	0t	Ot	Ot	0t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
		(今後実施する予定の取組)						
		別紙のとおり						
※ Ę	事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自 ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、 自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入 すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。